

保育所等訪問支援のご案内

○保育所等訪問支援とは？

現在、保育園・幼稚園・小学校・特別支援学校等に通われているお子さまが、当該施設において集団生活への適応のための専門的な支援が必要な場合に、療育の専門職員が訪問して支援を行うサービスです。

○どんな支援を行いますか？

お子さまの集団生活への適応のために、

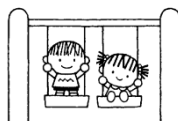
- ・本人に対する支援（集団生活適応のための訓練等）
 - ・訪問先施設のスタッフに対する支援（支援方法の指導等）
- などの支援を行います。



○どのくらいの頻度で利用できますか？

二週間に一回程度の利用を目安にしています。

（お子さんの状態や時期によって頻度は変化します。）



○どうすれば利用できますか？

玉野市児童発達支援センター内保育所等訪問支援事業所と個別に契約をしていただくようになります。その際に、市役所で受給者証を申請する手続きをする必要があります。まずは、相談支援事業所にご相談ください。

○利用料金は？

通所給付費の対象となりますので、利用者の方は原則一割の負担となります。

○実際の利用の流れについて

まずは契約の際に、園・学校・家庭等でのお子さまの様子や、保護者の方の要望等について聞き取りをさせていただきます。



お子さまの様子や保護者の方の要望等をふまえ、「個別支援計画」を作成します。作成後、懇談を行い支援計画の内容についてお話をさせていただきます。



実際に訪問支援を開始します。（二週間に一回程度）訪問支援の後、どのような取り組みを行ったか、次回以降の取り組みをどうしていくかといったことについて、保護者の方に連絡をさせていただきます。



半年後、個別支援計画の評価を行います。



お子さんの様子や今後の課題や取り組みなどについて懇談を行ったうえで、新たな計画に基づいて再び訪問支援を行います。

保育所等訪問支援事業所は、庄内市民センター内
「玉野市児童発達支援センター」にあります。

お問い合わせ先

〒706-0123 岡山県玉野市用吉 1186-1

「玉野市児童発達支援センター」

Tel : 0863-71-0600

Fax : 0863-71-0900